

京都ノートルダム女子大学研究インテグリティの確保に関する規程

(趣旨および目的)

第1条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの適切な確保について必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号のとおりとする。

- (1) 研究インテグリティとは、研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者とは、京都ノートルダム女子大学における研究活動に係る行動規範（平成19年10月1日）の研究者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの適切な確保のため、体制の整備を図るものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係る業務等を統括させるため、学長の下に、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、研究倫理委員会委員長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティの確保に係る重要事項等を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

3 委員会は、京都ノートルダム女子大学研究倫理委員会の委員をもって構成する。

4 委員会の委員長は、統括責任者をもって充てる。

5 研究インテグリティに関する専門的な事項を調査・審議する必要があると学長が認めたときは、委員会に調査・審議のための分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、相談窓口を研究推進課に置く。

2 相談窓口は、相談又は報告を受け付けた場合、速やかに委員長に報告するものとする。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、研究推進課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (令和7年2月19日制定)

この規程は、令和7年2月19日から施行する。